

別紙 1

1 題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案

2 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項

3 改正の内容

（1）ガス事業者の類型を変更（第4条第1項第7号ハ）

ガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正により、ガス事業者の類型が変更となるため、当該類型を引用している犯罪収益移転防止法施行規則について、所要の改正を行うもの

（2）簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に専修学校への入学金等の支払を追加（第4条第1項第7号ニ）

専修学校のうち「高等課程」及び「専門課程」に対する入学金等の支払について、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外するもの

（3）平成28年熊本地震に係る特例を廃止（附則第6条）

平成28年熊本地震に係る次の特例について、施行（平成28年4月22日）から一定の期間が経過したことから、削除するもの

- ・ 寄附金の現金振り込みのうち、振り込みに係る額が200万円以下のものに限
り、取引時確認義務の対象取引から除外
- ・ 身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認
方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

4 施行期日

平成29年4月1日とする。